

みんなで集めた41,591筆(有効数37,858筆) 市民の願いは「住民投票」 だから市議会は、 条例案可決を!



「住民投票」への疑問にお答えします。

Q1

原子力空母配備問題は国の専権事項で、 住民投票にはなじまないのでは?

「基地問題は国の専権事項」という考え方は憲法92条の地方自治の本旨に反します。自治体外交が行われている時代にあつては、国の主張に追随する古い考え方です。地方分権のフロントランナーを標榜する横須賀市のとるべき態度ではありません。現実に沖縄県、名護市、岩国市等で、基地問題に関する住民投票が実施されているのです。

この住民投票条例が求めているのは、国の事務についてではありません。原子力空母に関連した、港湾法による浚渫の許可手続を中心とした、横須賀市の自治事務の取扱に関して、市民の意見を聞いてほしいというものです。

横須賀を原子力空母の母港にするためには、港内の浚渫工事が必要です。横須賀港の管理権は国ではなく横須賀市。この自治体としての自治事務を、市民の意思に沿って行ってほしいこれが私たちの願いです。それはまさに憲法のいう地方自治の本旨に沿うものに他なりません。

●日本政府は「基地問題は国の専権事項」の「根拠」を、憲法73条の「内閣の職務」の2項、「外交関係処理すること」に求めています。

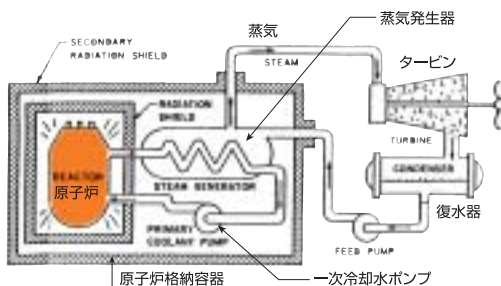
しかし、この規定は国レベルの三権における内閣の職務範囲を定めたもので、国と自治体との間の権限配分を直接規定したものではありません。憲法のこの規定をもって、「基地問題は国の専権事項」というのは誤りです。

●また、96年12月6日、内閣法制局長官は、自治体を持つ行政権が国の行政権から独立したものであることを認める答弁を行っています。

●基地問題に自治体は口を挟むな、というときに「専権事項」論は使われます。もともと法的には根拠のない、「おどし文句」なのです。

Q2 日本の安全保障のために、原子力空母は必要では?

原発(原子力発電炉)と 海軍原子炉は兄弟です。



日本の安全保障のために、原子力空母が唯一の選択肢ではなく、いくつかの選択肢があります。自治体としては、原子力空母のようにあまりにも住民に危険の大きいものを受け入れるのではなく、より負担の少ないものにするよう、最大限の努力をすべきです。

署名は原子力空母に賛成、反対の立場を超えて集まったものです。そもそも今回の住民投票の出発点は、蒲谷市長の原子力空母受入についての方針転換にあります。しかも、それは市民の意見を十分に聞かずに行われたものでした。

原子力空母の配備に賛成の方も、反対の方も、市民にとって重要な問題の決定には、市民みんなで決めることが大切だと、市民は考えています。私たちはそのための住民投票を求めています。

Q3 通常型空母の可能性はないから、容認もやむを得ないのでは？

米海軍はあと1隻、通常型空母ケネディーを保有しています。米国議会はケネディーの艦命延長工事の予算をつけています。仮に一旦退役させても、いつでも現役復帰できる状況で係留しているのです。従って、原子力でない通常型空母配備の可能性もゼロではなく、横須賀市長が港湾法の許可権限を使って今後どれだけ頑張るかにかかっているのです。

Q4 原子力空母の安全性は確認されているのでは？



朝日新聞 06.9.28

検出されたコバルト58は自然界には存在しないもの。外に出てはならないものが出てしまったのです。微量だから問題ない、というのはごまかしです。

YES or NO

原子力空母の母港



横須賀市議会は「住民投票条例案」可決を!

原子力空母はこれまでも、放射能漏れや、原子炉事故に繋がりがねない重大事態を多数起こしてきました。原子力空母は安全であり、放射能漏れを起こさないという米海軍のファクトシートによる主張も、昨年9月の原潜ホノルル周辺海水からの放射能検出によって覆されました。放射能事故が起こったら私達市民がその被害者となるのです。

市は昨年の容認以来、米軍の安全であるという主張を鵜呑みにして、批判的チェックを怠るようになってきました。米軍と「なあなあ」の関係では、原子力空母の真の安全対策は構築できないというのが、過去の重大事故の歴史的教訓です。自治体がなすべきことは、米軍の主張を批判的に独自に検証して、機密の壁を崩すことです。そのためにも、市民が住民投票によって容認でないことを示すことは、米軍に対し原子力空母の安全性を守らせるための最大の圧力になるのです。

Q5 住民投票は、代議制と矛盾するのでは？

横須賀市議会は過去2回にわたり、全員一致による原子力空母母港反対の決議をしています。もちろん、それは現在も生きています。市議会決議は、市民への約束、あるいは議員のみなさんご自身の態度表明のみです。

市議会議員も、市民の意思を尊重すべきであることは、いうまでもないことです。この問題は、これまでに市議会議員達挙で問われたこともありません。

この住民投票は、全員一致による市議会の決議について、市議会がそれを転換するか堅持すべきかについて、市民に対して説明し、民意の意思を問う点で、代議制に矛盾するどころか、それを補強するものであります。

決議

原子力空母
横須賀母港反対
横須賀市議会
05.2.22

意見書

原子力空母
横須賀配備
合意撤回
横須賀市議会
05.11.2

大切にしてほしい
ふたつの全会一致

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会
横須賀市若松町2丁目31番地 平坂第1ビル2階 TEL046-828-4331 FAX046-828-4335